

秋田県飲用井戸等衛生対策要領の一部を改正する要領案新旧対照表

	新	旧
<p>1 3 略</p> <p>4</p> <p>(1) 略 (2) 飲用井戸等の設置者に対する指導</p> <p>① 一般飲用井戸等及び業務用飲用井戸等</p> <p>b) 水質検査</p> <p>イ. 一般飲用井戸等（設置者が専ら自己の居住の用に供する住宅のみに飲用水を供給するために設置するものを除く。）及び業務用飲用井戸等の設置者等は、定期検査項目について、毎年1回以上 水質検査を行うこと。</p> <p>また、これ以外のものについても、同様の検査を行うことが望ましいこと。</p> <p>なお、町村は必要に応じて重点地域を選定し、定期検査項目について水質検査を行うものとする。</p> <p>② 小規模貯水槽水道</p> <p>b) 水質検査</p> <p>ア. 設置者等は、毎年1回以上、その管理状況について検査（検査の内容は、簡易専用水道の定期検査に準ずるものとする。ただし、現場検査のうち書類検査を除く。）を受けること。</p> <p>5 略</p>	<p>1 3 略</p> <p>4</p> <p>(1) 略 (2) 飲用井戸等の設置者に対する指導</p> <p>① 一般飲用井戸等及び業務用飲用井戸等</p> <p>b) 水質検査</p> <p>イ. 一般飲用井戸等（設置者が専ら自己の居住の用に供する住宅のみに飲用水を供給するために設置するものを除く。）及び業務用飲用井戸等の設置者等は、定期検査項目について、1年以内ごとに1回水質検査を行うこと。</p> <p>また、これ以外のものについても、同様の検査を行うことが望ましいこと。</p> <p>なお、町村は必要に応じて重点地域を選定し、定期検査項目について水質検査を行うものとする。</p> <p>② 小規模貯水槽水道</p> <p>b) 水質検査</p> <p>ア. 設置者等は、1年以内ごとに1回、その管理状況について検査（検査の内容は、簡易専用水道の定期検査に準ずるものとする。ただし、現場検査のうち書類検査を除く。）を受けること。</p> <p>5 略</p>	